

令和4年第1回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 1 4番 君 島 栄 一 君 （P 2 3 ～ P 3 3）

No. 2 5番 鈴 木 武 男 君 （P 3 4 ～ P 4 7）

No. 3 7番 松 田 隆 志 君 （P 4 8 ～ P 6 5）

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君 2番 大竹憂子君 3番 鈴木修君
 4番 君島栄一君 5番 鈴木武男君 6番 河西美次君
 7番 松田隆志君 8番 鈴木勝久君 9番 真船正晃君
 10番 藤田節夫君 11番 矢吹利夫君 12番 上田秀人君
 13番 後藤功君 14番 大石雪雄君 15番 秋山和男君
 16番 真船正康君

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	田中節子君
参事兼 総務課長	真船貞君	参事兼 企画政策課長	福田修君
参事兼 財政課長	田中茂勝君	防災課長	緑川浩君
参事兼 税務課長	伊藤秀雄君	住民生活課長	和知正道君
福祉課長	相川哲也君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	黒須賢博君	参事兼 産業振興課長	長谷川洋之君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	関根由美君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局次長兼 農地振興係長	小松紀貴君

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） 早速、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則いたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、4番君島栄一君の一般質問を許します。4番君島栄一君。

◇4番 君島栄一君

1. 高齢者福祉行政について

○4番（君島栄一君） おはようございます。

4番君島栄一でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

高齢者福祉行政について質問いたします。

質問の1点目として、地域包括ケアシステムについて質問いたします。

地域包括ケアシステムは、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）をめどに、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・予防・介護・生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことであり、この体制の実現のために、介護予防の取組や健康寿命を延ばすなど自分自身のケアの自助、家族や親戚、地域での暮らしを支え合いの互助、介護保険・医療サービスなどの利用の共助、生活困難者への対策として生活保護支給などによる行政サービスの向上の考えに基づき、地域住民、介護事業者、医療機構、行政、村、ボランティアなどが一体となって地域全体で取り組むことが求められています。

本村では、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第9次西郷村高齢者保健福祉計画、第8次介護保険事業計画を策定しています。

このような中において、西郷村に合った地域包括ケアシステムの構築に向けて、数々の取組がなされると思いますが、現時点でどのような地域支援事業の取組を行っているか。

そこで、地域支援事業の取組について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 4番君島栄一議員のご質問にお答えします。

地域包括ケアシステムの地域支援事業の取組についてのご質問でございますけれど

も、地域支援事業については、大きく分けると、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業に分かれており、地域包括ケア体制の充実に向け、多様な事業を実施しております。

その中で、村の特色が強い事業の1つ目に、認知症総合支援事業があります。この事業では、認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーター養成講座や認知症カフェを開催しております。

2つ目は、地域ケア会議です。

現在は、圏域別の地域ケア会議と自立支援型のケア会議を定期的に行い、個々の案件に対応した個別ケア会議を必要に応じて開催しております。

圏域別の地域ケア会議では、主に地域の民生委員の方に協力をいただき、地域課題を把握し、高齢者のニーズに対応するための課題解決検討を行っております。また、自立支援型ケア会議では、多職種の専門的助言の下、関係者が協力して要支援者等の生活課題の解決や状態の改善に向けて検討を行っております。

3つ目は、生活支援体制整備事業です。

村では、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、行政区長会や民生委員協議会の代表者、住民ボランティアによる協議体を設置し、地域住民による助け合い活動により、地域全体で高齢者の生活を支える体制を推進しております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君の再質問を許します。4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、認知症予防や早期発見はもとより、認知症になられても、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるような認知症施策の推進はどうか。

そこで、認知症施策の推進について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 認知症施策の推進についてお答えをいたします。

現在、西郷村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しまして、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関、介護サービス、地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務の強化を図っております。

活動内容としては、認知症に対する正しい知識の普及推進として、認知症サポーター養成講座を村民、学校向けに開催をし、幅広い世代の方へ認知症についての正しい理解と普及啓発を推進するとともに、地域の見守り強化を図っております。

また、令和元年より、認知症の方と介護をする家族の方との相互理解・支援を目的に、森のカフェ（認知症カフェ）を立ち上げております。

現在は、新型コロナウイルス感染症の拡大により活動を休止しておりますが、認知症サポーターの方々、カフェボランティアの方々と定期的な打合せを行い、来年度からの再開を目指し、協議を進めております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、村が目指す地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後

の取組はどうなるのか。

そこで、村が目指す地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後の取組について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村では、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年（令和7年）をめどに、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しております。

今後も変化する高齢者ニーズに対応し、高齢者が安心して生活できるよう様々な施策を展開し、関係団体等と連携しながら事業を充実させていくことが必要であると考えておりますので、引き続き地域支援事業の充実を図るとともに、予防教室、生きがい活動など介護予防を強化していきたいというふうに考えております。

また、村の介護サービスでは、特に施設居住系サービスが不足している状況であるため、特別養護老人ホーム等の整備を推進していきたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 了解いたしました。

将来にわたり高齢者が安心して住み続けられる西郷村にするために、村の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が進められるシステムづくりをお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問の2点目として、高齢者福祉トータルサポートセンターについて質問いたします。

高齢者福祉サポートセンターは、65歳以上の高齢者が自分の住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるように、村内を3地区（北部・中部・南部）に区分し、調査・相談を行っているところがあるが、高齢者福祉トータルサポートセンターの取組はどうなっているのか。

そこで、高齢者福祉トータルサポートセンターの取組について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

西郷村では、老人福祉法第5条の4第2項及び第10条の3に規定する支援体制を地域の実情に応じた整備に努めるため、65歳以上の高齢者が自分の住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるよう、介護保険法に規定する介護サービス並びに老人福祉を増進することを目的として、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターを設置しております。

西郷村高齢者福祉トータルサポートセンターでは、高齢者福祉の総合窓口として総合的な支援を行っております。現在、村の社会福祉協議会と協定を締結し、村内を3地区に区分して事業を実施しております。

主な事業内容として、まず1番、高齢者の各種相談に対する電話・面接・訪問によ

る対応、2つ目として、高齢者の生活状況及び健康状態の把握、ニーズ調査、3つ目としまして、各種保健福祉サービスの広報・啓発及び利用申請手続、4つ目としまして、生活支援体制整備事業における関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する協議会への参加、5つ目として、地域ケア会議の定期的な開催等を実施しております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、今後の取組はどのようなのか。

そこで、今後の取組について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今後の取組でございますけれども、現在、トータルサポートの調査員の方が各家庭、高齢者の家庭を訪問しまして、高齢者の実態調査、介護予防基本チェックリストの作成、福祉サービスの広報・啓発を行っております。令和3年度の訪問対象者は4,122名となっております。

令和2年度より、調査員を圏域別のケア会議へ参加をさせ、地域課題の情報共有を図り、介護保険地域包括ケアシステムの構築や生活支援体制整備へつなぐ取組も行っております。また、訪問時に伺った高齢者の声を村の管理職会議のほうに報告をしまして、地域課題の庁内での情報共有に取り組んでおります。

また、介護予防の把握を強化するため、介護予防基本チェックリストの作成データを活用し、ADL、日常生活を送るために最低限必要な日常的動作で、起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排せつ・入浴・整容等の動作、そういったものが低下傾向にある対象者の方へは保健師等が介入をしまして、介護予防教室へつなげる取組も実施しております。

令和3年度からは新たな取組としまして、保健事業と介護予防の一体的な実施事業による専門職（保健師・栄養士・歯科衛生士）による指導の実施、また、福祉課地域福祉係で実施しております障がいのある方の重度化・高齢化及び親亡き後を見据えた様々な支援を切れ目なく提供できるよう、地域生活支援体制、地域生活支援拠点等整備事業との連携を図り、支援強化を拡充しております。

令和3年度の実績でございますけれども、1月末現在で、訪問件数が4,506件、うち介護予防のチェックリストを作成した方が2,503件、介護予防チェックリストから予防事業の対象者を469件抽出しております。

また、高齢者の福祉サービスの申請代行を45件、さらに、地域包括支援センターへ支援のケースとしてつないだケースが22件、また、介護予防のチェックリスト活用からの一体化学業の対象者の抽出が175件というふうになっております。

以上です。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 了解いたしました。

高齢者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者福祉トータルサポートセンターの機能

を充実し、地域で暮らしをしっかりと支え合う地域環境体制づくりをお願いいたします。
それでは、次の質問に入らせていただきます。

質問の3点目として、広域型特別養護老人ホームについて質問いたします。

このことについては、12月21日の全員協議会で協議したところであり、また、令和4年第1回定例会の所信表明の令和4年度施策の対応の中で、村内在住高齢者の施設入所希望待機者の解消を目的として、広域型特別養護老人ホームの建設が予定されておりますと説明がありましたが、これまでの状況を踏まえて、村民に広域型特別養護老人ホームの誘致について、どのように取り組んでいるのか説明いただきたいと思っております。

2025年問題を見据えて、急速な入所者数の増加と介護サービスのセーフティネットである特別養護老人ホームの整備は計画的に進めていく必要があります。村では、令和3年3月に策定した第8期介護保険事業計画に入所希望者数や介護サービス見込み等を踏まえ、計画の中に、小規模特別養護老人ホーム1か所、広域型特別養護老人ホーム1か所の整備を計画したところであります。

このような中において、令和3年12月に平成会から、西郷村大字小田倉字小田倉原地内の村有地に広域型特別養護老人ホームの建設要望があり、村は誘致協議をしたところであるが、村に広域型特別養護老人ホームを誘致するに当たって、今後の高齢者数の増加数、独居世帯高齢者、老老高齢者の増加数、介護認定高齢者の増加数、特養施設入所者数、施設入所希望待機者数、平成会の特養施設計画が白紙となった場合の施設入所希望待機者数、施設が整備された場合の利用料金、利用者がどのような方が対象となるかなどの誘致する必要性はどうなっているのか。

そこで、誘致する必要性について伺います。

まず、西郷村の高齢者は、今後どれくらい増えていくのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 高齢者福祉行政についての3点目、広域型特別養護老人ホームについてのご質問にお答えをします。

まず、誘致の必要性の中で……（不規則発言あり）誘致の必要性についての質問の中で、西郷村の高齢者は今後どれくらい増えていくかとのことでございますけれども、村では令和3年3月に、令和3年度から令和5年度を計画期間とする西郷村第9次高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画を策定しました。

この計画による令和2年時点での村の総人口は2万226人となっており、うち65歳以上の高齢者が5,009人、高齢化率は24.8%となっております。将来高齢者数については、年々増加が見込まれ、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）には、高齢者数が令和2年度より429人増加し5,438人、高齢化率26.6%となり、さらに、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年（令和22年）には、高齢者数が令和2年より597人増加し5,606人、高齢化率27.9%になるというふうに見込まれております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、西郷村の独居世帯高齢者、老老世帯高齢者は、どれくらい増えていくのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

令和3年10月1日現在の65歳以上の独居高齢者世帯数、施設に入所されている方は除いておりますが、765世帯で、全世帯の約9.5%となっております。また、老老世帯につきましては、1,499世帯3,033名で全世帯の約18.7%、合計しますと2,264世帯3,798人、率にして28.2%が65歳以上の高齢者のみの世帯となっております。

人数別では、65歳以上の高齢者4,731名、施設入所者を除いた数字でございますけれども、のうち3,798人、率にして約80%の人が高齢者のみの世帯となっております。

今後も高齢者の増加に伴いまして、高齢者のみの世帯の数も増えていくことが見込まれております。

以上です。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、西郷村の介護認定高齢者は、どのくらい増えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

第8期介護保険事業計画では、令和2年度の要介護認定者は742名、認定率14.8%となっており、令和7年度には82名増え824名、認定率は15.2%まで増加するというふうに推計をしております。

また、その後も高齢者数は年々増加していく見込みでございますので、それに比例しまして、さらに要介護認定の高齢者の数も増えていくというふうに見込まれております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、西郷村の特養施設入所者、村外施設入所者の数を伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

令和3年11月30日現在の特別養護老人ホームの入所者の数は、87人というふうになっております。うち、村内の特養施設への入所者が57人、村外の施設への入所者が30人というふうになっております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、西郷村の施設入所希望待機者の数を伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

令和3年11月30日現在、特別養護老人ホームへの施設入所希望待機者の数は

51人というふうになっております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、平成会の特養建設計画が白紙となった場合、また村内の新たな特養施設が設置されなかった場合に、西郷村の施設入所待機者はどれくらいになるか、どれくらい増えていくのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

11月30日現在、西郷村の施設入所希望待機者は51名というふうになっております。また、87の方が特養に入所されておりますので、合計で138の方が特養入所者及び希望者となり、これは要介護認定者、11月30日現在736人いらっしゃいますけれども、のうちの約18.8%に当たります。仮に要介護認定者が100人増えれば、その18.8%に当たります約19の方が、施設入所希望者も増えるというふうに推計されます。

現在、特養につきましては、県南地方のどの施設についても満床状態でございますので、新たな特養ができないで施設入所希望者が増えれば、その分、待機者も増えていくものというふうに推測できます。

2025年（令和7年）には、認定者は現在よりも80人以上増える見込みでございますので、待機者は70人前後まで増え、ピークであります2040年（令和20年度）には、さらに増えていくというの見込まれております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、施設が整備された場合、利用料金はどの程度なのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現時点では、まだ施設ができておりませんので、料金体系等もまだ決められておりませんので、平成会が会津美里町で運営しております特別養護老人ホーム、リアンヴェール美里の料金体系を例にお答えをさせていただきます。

まず、介護給付対象のサービス分についてでございますけれども、これについては、介護度などの条件によって料金が変わってくるため、要介護4、負担割合が1割の方というふうに仮定して算出した場合、約1か月で3万円の自己負担が出てまいります。

そのほかに、介護保険給付対象外の費用として食費、これが1日1,500円、居住費、これが1日2,006円というふうになりますので、1か月での費用負担は約10万5,000円となり、保険給付対象分と合わせて13万円から14万円ほどの費用負担となります。

ただし、住民税非課税の方で、対象要件を満たす場合につきましては、負担限度額段階に基づき、食費、居住費が軽減になります。軽減の大きい第1・第2段階の方は月6万円から7万円ほど、第3段階の方は月9万円から11万円ほどの費用負担で入所できることとなります。

このほかに、1か月に支払った介護給付費に対する利用者負担金額が負担限度額を超えた分につきましては、介護保険のほうから高額介護サービス費として支給がされますので、実際の個人負担額は、さらに少ない金額で入所が可能というふうになります。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 次に、利用者はどのような方が対象となるのか。また、広域型特養なので、本村以外の地域の人でも入所できる施設であるが、西郷村の人はどれくらい入所できるのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所対象者は、比較的介護度が重度な要介護3以上の方からとなっております。リアンヴェール美里でも、要介護3から要介護5の方が万遍なく入所されているような状況です。また、所得階層に限らず、低所得者の方でも広く受入れをしているということでございます。

次に、どれくらいの西郷村の方が入所できるかというご質問でございますけれども、広域型特別養護老人ホームの場合は、本村以外の地域も入所対象になりますので、西郷村の人を優先的に入所させていただくということは、今の制度上は難しいというふうに思います。

しかし、リアンヴェール美里のほうの実績を調べましたら、現在入所している方の4割以上が地元、会津美里町の方であるとのことでございます。また、その他の入所者の方についても、会津若松市、会津坂下町など、全ての方が近隣の会津地域にお住まいの方であるというふうにお聞きしております。

法人の方針としましては、地域に密着した運営を心がけているということでございますので、本村におきましても同様の運営をしていただけるというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、村は平成25年度に西郷村公的介護施設等整備計画を策定し、また、第8期介護保険計画の中でも介護施設の整備計画を策定しているが、今回の平成会の整備計画との整合性はあるのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村では、平成25年度に西郷村公的介護施設等整備計画を策定し、平成26年度策定の第6期介護保険計画の中に、村内の北部・中部・南部の3地区にそれぞれ地域密着型の小規模特別養護老人ホームの誘致を計画しましたが、事業主体となる社会福祉法人が現れず、やむなく第7期介護保険計画においては、村内1か所に限定をして、小規模特別養護老人ホームを計画していたところでございます。

これに基づきまして、令和元年12月議会において小規模特別養護老人ホームの基

本設計の予算のご承認をいただきまして、その成果品を持って福島県内の社会福祉法人のほうに出向き、誘致を図ってまいりました。

全部で6法人と協議を行いました。が、小規模特別養護老人ホームにつきましては、定員が少ない割には建設費がかさみ、また、医師、生活相談員等専門職についても広域型の特別養護老人ホームと同様に配置しなければならず、設置市町村からの相当額の支援がなければ設置は難しいとの回答が相次ぎました。

また、協議の中で、広域型特別養護老人ホームなら西郷村での建設を検討してもよいという話もありましたので、令和3年3月に策定しました第8期介護保険計画の中に小規模特別養護老人ホーム1か所、広域型特別養護老人ホーム1か所の整備を計画したところです。

今回、平成会で計画しております広域型特別養護老人ホームの整備計画は、西郷村第8期介護保険事業計画に基づいて計画されており、村の事業計画との整合性は図られております。

また、広域型特別養護老人ホーム以外の介護施設については、今後、住民意向調査を実施しまして、住民の皆様がより利用しやすい施設を平成会と協議をしながら、第9期以降の介護保険事業計画に反映をしてみたいというふうに考えております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、特養施設のスケジュールについて伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、事業主のほうで、測量等の調査及び地質調査を実施しております。また、同時に実施設計を進めていき、本年6月に開発許可の申請、9月に福島県へ補助金の申請を予定しております。各種事務手続完了後、令和4年12月から工事を着工し、令和6年1月完成、令和6年4月からの開所を目指しております。

なお、事業の進捗状況につきましては、今後もその都度、議会のほうと協議をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、周辺住民の方への説明会の予定はあるのか伺ひます。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、事業主である社会福祉法人平成会で、特別養護老人ホームの建設予定地の測量等の調査を実施しております。今後、詳細な計画図面等が完成をしましたら、平成会のほうから、周辺地区の皆様をほうを対象とした住民説明会を開催する予定でございます。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、特養建設により、従業員や利用者家族の利用など人が集中することになるが、周辺道路や水路の環境整備を、村長はどのように考えているの

か伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 4番君島議員のご質問にお答えいたします。

今、課長が説明しました広域型特別養護老人ホームにつきましては、昨年12月21日、全員協議会の中で説明させていただきました。また、所信表明の中でも、ぜひ造りたいということでお話しさせていただいたところでもあります。

その中で、周辺生活環境の整備についても、これから計画していくわけですが、開発許可申請等を含め、交通・防災に配慮した道路や水路の環境整備を実施していく必要があると考えます。また、地元の区長はじめ地区住民の皆様から、安心・安全に暮らしていける周辺環境整備を村が責任を持って実施してほしいという要望もいただいております。

より多くの住民の皆様から意見を拝聴し、計画に取り入れた環境整備を計画して実施していくよう、村としても事業主とよく協議していきたいと考えております。

なお、事業主からも、保育園や幼稚園との交流、防災拠点として災害時の地域住民の受入れなど、ハード面だけではなく、ソフト面においても地域の役割を担いながら、住民の皆様と一緒に活動していきたいという提案をいただいております。

地域に根差した活動を通して、周辺地区住民の皆様や高齢者、さらに若い世代の方々にまで理解されるような施設運営をしていただけるものと思っております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） さらに、広域型特別養護老人ホームの誘致について、村長はどのように考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどから、課長と議員のやり取りを聞いております。西郷村の高齢者福祉介護の現状については、ただいま質疑の中で課長から説明ありましたとおり、今後ますます進行する高齢化により、介護需要が急増していくことは明らかであります。

この状況に対応するため、介護予防や地域支援事業の強化はもちろんですが、現在も施設入所を心待ちにしている高齢者や、その家族の方がいる状況を鑑みますと、特別養護老人ホームの整備は長年の課題でありましたし、早急に取り組まなければならないと考えております。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年も目の前であります。その先には、段階のジュニア世代が高齢者となる2040年に向け、本村の高齢者福祉介護を取り巻く状況の変化に対応していかなければなりません。

このような状況を見据え、特別養護老人ホームの整備は今しかないと考えております。このタイミングを逃すわけにはいきませんので、何としても平成会には西郷村に特別養護老人ホームを整備していただけるよう、今後も誘致に向けて進んでいきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 4番君島栄一君。

○4番（君島栄一君） 了解いたしました。

最後に、広域型特別養護老人ホームの誘致においては、村長は村民に分かりやすく説明するとともに、全員協議会で協議するなどにより議会の理解を得て、議会と共に高齢者福祉対策を進めることを強く要望いたします。

私の質問を終わりといたします。

以上です。ありがとうございました。

（「議長、議事進行について」という声あり）

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、議事進行についてお伺いいたします。

ただいま4番議員、そして執行部から答弁がありました。そんな中で、平成会を誘致したと。それを質問して、それに課長が答弁したり、村長が誘致という言葉が出ていますが、誘致となると、いろんな意味で優遇措置が取られると思うんですが、議会のほうで、まだ説明の段階で、言っていない段階の中で、君島議員はどこでその誘致という言葉を知ったのか分かりませんが、その辺について、議長のほうから再度執行部にお尋ねしていただきたいということで、議事進行といたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） では、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時43分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時49分）

○議長（真船正康君） ただいまの議事進行発言に対しまして、質問内容と答弁内容を後ほど確認させていただきましてご報告させていただきますので、ご理解いただきます。

それでは、4番君島栄一君の一般質問は終わりましたので、通告第2、5番鈴木武男君の一般質問を許します。5番鈴木武男君。

◇5番 鈴木武男君

1. 防災について
2. 空家対策について
3. 学校教育関連取り組みについて

○5番（鈴木武男君） 5番鈴木武男です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、3件の質問をさせていただきます。

まず1件目ですが、防災について質問します。防災の中でも、盛土についての質問です。

昨年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土砂災害が発生しました。とてもショックを受けた画像が、いまだに思い出されます。死者数26名、いまだ行方不明者1名の大災害でした。亡くなられた方にご冥福を申し上げます。また、被害を受けられた方にお見舞いを申し上げます。

この大規模な土砂災害が、違法な盛土によるものだということが報道されました。その後、政府では、全国を対象とした盛土総点検が行われた結果、657か所で必要な災害防止措置が確認できないと発表されました。問題が見つかった盛土合計は1,375か所との報道が、昨年末12月21日に発表されておりました。

福島県の報告では、国の要請に基づく対象数が673か所と、住民からの情報や市町村の判断で11か所が追加され、合計684か所の総点検を実施した結果、災害発生のおそれがある箇所は確認されなかったと発表されました。そのとき、一安心したところでございます。

しかしながら、郡山市では来年度までに、谷や傾斜地に大規模な盛土をして造成された土地を示す大規模造成地マップに表記された場所で、土砂災害の危険性について、来年度までに315か所を調査すると発表されております。国・県とは別に再調査するという情報だと思っております。

そこで、(1)ですけれども、西郷村の大規模盛土造成地の箇所と面積を伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えをいたします。

質問第1、西郷村の防災についての1点目、西郷村の大規模盛土造成地についての箇所と面積についてということでございますが、村内の大規模盛土造成地につきまして、熊倉字東高山地内の東高山ニュータウン、小田倉字伝四郎地内の甲子ガーデン内に盛土箇所が2か所、小田倉字勝負沢地内の勝負沢地区住宅地の1か所、計3造成地4か所となっております。全体の面積といたしましては、30.52ヘクタールとなっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） その内容に関しては、村のホームページでも記載がございましたが、これらに関して問題はないのでしょうか。過去の風水害がありましたが、その風

水害の時点で被害はなかったのか、再度伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

議員おただしのとおり、大規模盛土造成地マップを村のホームページに公表しております。マップは滑動崩落被害に関する住民の理解を深めるため、県や市町村が大規模盛土造成地を示したものでございます。

過去の風水害の被害ということでございますが、風水害に関しますと、平成10年8.27の豪雨災害の際に、東高山ニュータウン、そちらは盛土部分ではないんですけども、法面の崩落が一部あったということがあります。

また、平成23年3月11日の東日本大震災によりまして、震度6弱の強い揺れ、また4月11日には、震度6弱の余震をはじめといたします度重なる地震によりまして、住宅団地内において、法面崩落や擁壁、建物等が大きく傾く滑動崩落等の被害が過去には発生しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 今、あったということですが、今、安全対策に関して、ほかの盛土の箇所に関して、実際盛土ではないということでしたけれども、やはり対策というのは、起きたとき講じて、それを水平展開する必要があるかと思っておりますので、実際そのときに、ほかの問題なかったところに関して、安全対策等がされたのか伺いたしたいと思います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

先ほど申し上げました東高山ニュータウンの盛土ではない部分の土砂崩れでしょうか、そちらに関しては、法面の復旧工事、整形工事をしまして、対策工事は完了しております。

以上です。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） ほかのところに関しては、そういった水平展開というか、改善のほうは行われていたと認識はしておりますが、今後とも注視していただくよう期待しております。

次に、（2）の盛土の中でも、腹付け型盛土と谷埋め型盛土がありますが、村は把握できているのか伺います。また、盛土の状態に関して、図面等が存在するのか伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えをいたします。

腹付け型・谷埋め型盛土についてのおただしでございますが、国から盛土造成地のうち、次の要件に該当するものを大規模盛土造成地として定義をされております。

1つ目として、傾斜地に盛土した造成地で、地山の水平面に対する勾配が20度以

上かつ盛土の高さが5メートル以上のものが腹付け型盛土造成地と定義され、村内造成地においては、東高山ニュータウンと甲子ガーデンが腹付け型大規模盛土造成地に該当いたします。

2つ目として、谷などを埋め立てた造成地で、盛土の面積が3,000平米以上のものが谷埋め型盛土造成地と定義されており、村内の造成地においては、勝負沢地区の住宅地が谷埋め型大規模造成地に該当いたしております。

また、図面はあるのかということでございますが、村では平成25年に、大規模盛土造成地に対しまして対策工事を実施しております。その対策工法等検討のため、平成24年度に造成地の地質調査、詳細な調査、また測量等を実施しておりますので、盛土また切土を確認する図面というものは建設課で保管をしております。

以上です。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、5番鈴木武男君の一般質問の途中でありますが、これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

5番鈴木武男君の一般質問を許します。5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 先ほどの答弁いただきまして、1か所に関しての対策でしたけれども、そのほか3か所の造成地の対策について、あればお伺いします。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

3造成地4か所の対策につきましては、居住者の生命及び財産の保護を図るとともに、生活に必要不可欠である道路等の公共施設の機能回復、再度災害の防止を目的といたしまして、平成24年度に宅地造成等規制法に基づき、そちらの箇所防災区域指定を行っております。

平成25年度において、復興交付金事業を活用いたしまして、擁壁と構造物や盛土、法面等の地盤改良等を行っており、そちらの対策工事を実施したところでございます。対策工事が完了したことによりまして、安全性能確保というのが確保されたということで、平成26年度に防災区域指定が解除され、現在に至っております。

なお、先ほど議員がおただしありました、令和3年7月に発生いたしました熱海市の盛土崩落に伴う土石流の発生を踏まえまして、全国的に行われました盛土による災害防止に向けた総点検が実施されたところでございますが、村内3造成地4か所につきましては、災害のおそれのある箇所は確認されておられません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 了解しました。

災害はいつ起こるか予測できませんので、基礎データはしっかり保存していただきたく考えます。

次に、（3）造成地以外の盛土についてですが、太陽光発電造成に伴い、谷埋め型盛土が多く行われていますが、盛土体積など、村・県で把握しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 5番鈴木武男議員の質問第1、防災についての3点目、造成宅地以外の盛土についてお答えをいたします。

宅地造成以外の盛土で、太陽光発電施設関係とのことでございますので、産業振興課が担当しております森林法に基づく林地開発許可に伴う盛土につきましてご説明をいたします。

まず、林地開発に伴う許可・届出等につきましてご説明を申し上げます。

森林法に規定されました森林におきましては、面積が1ヘクタールを超えない林地開発につきましては小規模林地開発となり、村に対して小規模林地開発の届出が必要となります。そして、村に提出された小規模林地開発届出書について、担当課であります産業振興課が、西郷村林地適正利用指導要領に基づきまして、内容の確認等を行っているところでございます。

また、面積が1ヘクタールを超えて、林地以外に転用するなど土地の形質を変える開発を行う場合には、県知事へ林地開発の許可申請を提出する必要があるとございます。この林地開発許可申請は、森林法に定める森林において工事を行う場合には、施行中に災害を起こさないこと、また、森林を森林以外の用途に造成するなどの開発後も、災害が発生しないように開発を行わなくてはならないことなどが主な目的となっております。

議員おただしの太陽光発電所設備造成に伴い、谷埋め盛土が行われているが、盛土体積など村・県で把握しているかというご質問でございますが、先ほど申し上げました県南地区の林地開発の許可等を所管いたしております福島県県南農林事務所に確認いたしましたところ、林地開発許可に係る案件につきましては、計画書審査時に事業区域内の土工量、切土量、盛土量を確認しておりますとの報告を受けておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 太陽光発電造成地には、防災のための調整池が設計・施工されていますが、谷埋め型盛土と調整池の体積が同じではないかと思われませんが、調整池の設計根拠を伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

洪水調節池についてのご質問等についてお答えをいたします。

調節池は、事業区域内の排水が下流域に悪影響を与えないよう、水害防止の観点から設置するものであり、雨量を基に計算されます。調節池の設計基準につきましては、

森林法の規定により、30年確率で想定される雨量強度を用いることとされております。県内における降雨の解析により定められた降雨強度式を基準としております。

なお、調節池完成後は、調節池内に雨などと共に土砂が流入しますが、この流入した土砂につきましては、事業者等の管理者が調節池を維持管理するために、しゅんせつという堆積した土砂を撤去する作業を行い、調節池内の容積を確保する計画となっているとごさいます。

こちらにつきましても、先ほど申し上げました県南農林事務所のほうに確認をいたしているところでごさいます。よろしくお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 了解しました。

過去にも太陽光発電設備が稼働した後でも、実際神戸での豪雨による新幹線が運休になった事象など、たくさん発生しております。今後とも、施工時及び完成後も行政の監視をぜひともお願ひいたします。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（長谷川洋之君） 村の監視体制についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年第4回定例会でもご答弁させていただきましたが、現在村内で施工中の太陽光発電施設につきましては、村の関係する5つの課で輪番制により毎月1回現地を訪問して、当該地区の現況や施工状況等を確認すると同時に、ドローンによる空撮等を実施し、空からの状況につきましても把握に努めているところでごさいます。

工事完了後の施設につきましても、村といたしましては定期的に巡回を行うとともに、必要に応じてドローンによる空撮等を行う予定となっております。

また、現場の状況によりましては、許可権者であります福島県とも連携を図りながら、地域住民の安全・安心確保のために、可能な限り行政として確認等を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願ひいたします。

以上でごさいます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 引き続き監視をよろしくお願ひいたします。

質問事項2つ目ですが、空家対策についてであります。

全国的に、空き家問題は大きな行政の課題となっておりますが、西郷村の空き家対策について伺います。現在把握している空き家の件数を伺います。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

質問第2、西郷村の空家対策について。質問事項1番、把握している空き家の件数にお答えいたします。

本村では、平成28年度に村内全域の空き家等の現状を把握することを目的として、空き家等実態調査を実施しました。当時の現地調査等の結果、235件を空き家等と判定いたしました。その内訳は、外観状態に問題なしとされた空き家が48件、一部

に破損ありとされた空き家が116件、著しく破損ありとされた空き家が53件、状態不明とされた空き家が18件となります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 空き家の件数が235件で、著しく破損あり、それと状態不明で71件ということで、課題と確認ができました。

次に、具体的な空き家対策について伺います。どのような対策をしているかということで、お願いします。

○議長（真船正康君） 防災課長。

○防災課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

具体的な空き家対策についてでございますが、毎年送付される固定資産税の納税通知書に、空き家の適正な管理のお願い、空き家の情報提供、空き家バンクについてのチラシを同封しております。

情報提供されました空き家につきましては、適正な管理をするよう、土地建物の所有者に依頼しております。その結果、対応していただいたりしまして、また、取壊しいただいた空き家もございます。また、空き家バンクにつきましても、所有者から連絡をいただきまして、空き家バンクへの登録と空き家の利活用を進めております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 空き家対策について回答いただきました。

対策の一つである空き家バンクについて伺います。

空き家バンクについてですが、昨年、西郷村において、福島県宅地建物取引業協会との協定がされていたのを新聞・広報紙で確認しました。

具体的な空き家バンク制度の運用状況についてと協定の内容について伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

空き家バンクについてのご質問でございますが、空き家バンクにつきましては、空き家を登録することにより、空き家の利用を希望する人に物件を提供し、移住・定住の促進による地域活性化を図ることを目的として創設された制度でございます。

また、制度運用に当たりましては、土地や建物などの不動産の売買や賃貸の仲介には空き家が流通に適した物件なのか、売買等の希望価格が市場価格とかけ離れていないかなど、専門的な知識や意見が必要となります。このため、本村では、令和3年3月に公益社団法人福島県宅地建物取引業協会と協定を締結し、同年4月から空き家バンク制度の運用を開始しております。

協定の締結時においては、村の不動産業者のほとんどが宅地建物取引業協会に加入している状況でありますので、現在、協会と制度の運用を図っているところでございます。

内容につきましては、まず空き家バンクに登録された物件について、宅建協会のほ

うと現地確認をし、その物件が空き家バンクに登録できるものかどうかを判断いたします。判断する物件であれば、空き家バンクへの登録となります。登録するに当たりましては、空き家を所有する方から村のほうに登録書の記入をしていただきまして、その記入に基づき調査を行った上で、ホームページ等に公開することとしております。

その際には、やはり、先ほども申し上げましたが、専門家の意見等を踏まえまして、価格であったり家屋の状況等を判断いたしまして、適切な価格で取引できるかどうかなどを判断した上での登録というふうな流れで、今、取扱いを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） その協定関係で、県南地方の市町村は福島県宅地建物取引業協会との協定に関して、どのようになっているか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

現在、宅地建物取引業協会、西郷村におきましては、村内事業所で10事業所ございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 状況確認できました。

空き家バンクに登録した建物に、農地が附属している物件があるかと存じますが、空き家バンク登録の農地がついている件数を伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

現在、西郷村空き家バンクを開設いたしましてから、登録された物件は5件ございます。このうち、農地が附属している物件は、農地面積が1ヘクタールを超えた物件の1点ということでございます。

以上です。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 農地付き物件は1件ということですが、今現状は少ない状況ですが、今後やはり増えてくると思われまます。

空き家に附属した農地取得についてですが、農地法による農地を売買・贈与・貸し借りしたりするときは、農地法3条に基づく農業委員会の許可が必要です。許可後に耕作する面積が50アール、5,000平米以上になることとあるが、空き家バンク登録農地に関しても同様の制度運用なのか伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

空き家バンクに登録されました空き家に附属した農地についてでございますが、議員ご指摘のとおり、農地を売買・贈与・貸し借りする際には、農地法第3条の規定に

よる農業委員会の許可が必要となります。また、貸し借りにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定をすることも可能となっております。

この農地法第3条の規定による特段の面積基準につきまして、村では平成22年に補助整備事業等を行った農地以外の農地については、先ほど議員さんが申しあげました50アール、5,000平米から30アール、3,000平米へと下限面積の基準を緩和してございます。空き家バンク登録農地につきましても同様に、農地取得時には50アールまたは30アールの下限面積の基準が適用されることとなります。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 理解はしているところですが、今、全国的な農業を取り巻く課題としまして、担い手不足があります。新規就農ができる緩和策も必要です。ぜひとも西郷村の農業が維持できる仕組みが必要かと感じます。

空き家バンクに登録した物件の農地取得下限面積の引上げを提案いたします。お伺いします。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

空き家バンクに登録した物件の農地取得時の下限面積の引下げにつきましては、現在国においても、下限面積要件を廃止する方向で準備が進められております。村といたしましても、国のこういった動向を見据えながら、農業委員会等とも調整・協議を図りながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 現在、村としては、農地バンクの1件ですね、農地付きが1件ということと、国のほうの政策もいろいろ変わってくるということで、来年度ぐらいには引下げということになるのかなと思っておりますので。

しかしながら、本来なら昨年、福島県宅地建物取引業協会との協定時には、農地取得の下限面積改定が検討されるべきだったのかと感じます。白河市は既に0.01、1平米まで引き下げておりました。

再度伺います。このタイミングでできなかったのはなぜかと伺います。

○議長（真船正康君） 企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（福田 修君） お答えいたします。

現行の空き家バンク制度におきましては、農地の権利取得時の下限面積の改定を行った場合でも、農地の権利移動には農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要となります。また、農業に常時従事することなど、面積以外の要件は緩和されておられませんので、農地取得の難易度はそれほど変わらないと考えております。

このため、空き家バンクに登録された空き家に附属した農地につきましても、誰でも簡単に取得できるなどと誤解が生じる懸念もございましたので、昨年の宅地建物取引業協会と協定を締結する際におきましては、農地取得時における下限面積の改定は

考慮しておりませんでした。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 了解しました。

最後にですけれども、空き家対策の最後になりますが、空き家解体費の補助金に関して制度があるのか伺います。

ちなみに、近く、白河市、不動産協会是一緒だと思うんですが、白河市は解体費補助率が3分の1、上限は10万円と、これも10万円というのは非常に少ないかなと思うんですが、10万円という制度を持っています。これは西郷としましても、同等以上の補助制度が必要に感じますが、伺います。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

空き家解体費補助金に関する制度の有無ということでございますが、村では空き家解体に対する補助金制度は、現在のところ実施しておりません。近隣市町村で白河市が空き家解体費補助金制度を実施していることは、私も確認しております。

村といたしましても、将来における人口減少や都市部への人口流出等も想定され、今後空き家が増加していくことが考えられるところでございます。適切に管理が行われていない空き家によっては、不法侵入や不審火などの防災面、動物の侵入や汚物放置などの衛生面、また環境悪化等の問題など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが全国的に問題となっていることは承知しているところでございます。

村といたしましても、このような状況を踏まえ、空き家対策の関係各課と協議をし、他の自治体の制度などを参考にしながら、今後実施に向け、前向きに検討してまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） ぜひとも検討していただきたく思います。

続きまして、質問事項3件目ですが、学校教育関連取り組みについてです。

文部科学省では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が行われ、平成29年4月1日に施行されました。学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクールの概要について伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律によって、平成29年に創設されました。

学校運営協議会を設置した学校、いわゆるコミュニティスクールと申しますが、この概要についてご説明させていただきます。

児童・生徒の保護者や地域住民が、学校運営協議会を通して、教育委員会または校長に意見を述べることができる制度でございます。当村におきましては、令和2年10月6日に西郷村教育委員会第3回定例会におきまして、西郷村公立学校における

学校運営協議会の設置等に関する規則が承認され、令和2年11月1日より施行されております。

令和2年度に熊倉小学校が学校運営協議会制度を導入いたしまして、今年度中に村内全ての小・中学校で学校運営協議会を導入する予定となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） では、次に、学校運営協議会の役割について質問しますが、文部科学省のほうでは、学校運営協議会の主な3つの機能について示しております。

1つが、校長が作成する学校運営の基本方針の承認、2つ目が、学校運営に関する意見を教育委員会及び校長に述べることができる、3つ目が、教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることもありますが、当村の規則に関しては、どのようになっているか伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

当村の規則内容についてのご質問ですが、当村の規則では、学校運営に関する基本的な方針等の承認、それと学校運営等に関する意見の申出に関して定めております。

教職員の任用に関しまして、教育委員会に意見を述べる項目につきましては、現在行われております校長からの意見による取組で十分機能されておりました、また、村内のほうで既に取り組みされているコミュニティスクールとなっている学校の校長からもご意見をいただき、協議した結果、問題なく進められているとの意見もございまして、当村では現在、規則には盛り込んでいない状況でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 教職員の任用に関しては盛り込んでいないということかと思うんですが、スタート時点では、私も盛り込まなくてもいいのかなというような気がしておりました。今後とも、その辺は検討しながら、必要であれば盛り込むということに期待したいと思います。

では、再質問ですが、文部科学省ではコミュニティスクールの実施に関しては努力目標としているが、教育長のほうは承知しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 質問にお答えいたします。

努力目標となっておりますことは承知しております。国のほうでは、教育振興基本計画におきまして、2022年度中に全ての公立学校での学校運営協議会の導入を目指しているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 決して導入に反対しているものではありませんが、新たな組織づくりには、地域の方々、PTAの保護者の方々、教職員の方々などで役員が構成されると存じますが、持続的な運営に関しては、将来的にやはり人選などで悩まれること

が想像できますが、どのように思われるか、教育長のご意見をお願いします。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

コミュニティスクール導入のメリットの一つは、校長や教職員の異動があっても、学校運営協議会によって地域との組織的な連携や協働体制がそのまま維持できる、持続可能な仕組みであるということが挙げられております。

議員おただしの人選についてでございますが、この持続可能な仕組みであることを考慮いたしまして、各学校とも学校運営協議会委員となられた方々には、できるだけ長く、委員としてお手伝いいただきたいと考えております。

当村でのコミュニティスクールの導入につきましては、まだ始まったばかりでございますので、今後とも委員の人選を含め、様々な問題が出てくる可能性もあると思っております。子どもたちのために、また保護者のため、そして地域の皆様のために、場合によっては規則の改正等行いながら、柔軟に対応していきたいと考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 当村のコミュニティスクールに関しては理解できました。

P T Aの役員人選などで苦勞していることは、いろんな方から聞いております。コミュニティスクール設置により、やはり教職員への業務が増えることも予想もできております。

では、次に、教職員の働き方改革について伺います。

教職員が全国的に成り手不足であること、新聞等でも掲載されております。多忙化解消に向けた具体的な教職員の働き方改革について伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

村教育委員会といたしましては、教職員の多忙化解消に向けて、様々な対策を講じております。まずは現状を把握するために、毎月先生方の超過勤務時間のリストを提出していただいております。

各学校とも、教頭先生の超過勤務時間が突出して多いことは存じております。校長会や教頭会の会議では、必ず超過勤務時間の削減への取組について議題に取り上げまして、話し合いを行っております。

また、各学校へは、週1回の一斉下校日の設定、会議の精選や効率化、公務分掌における業務分担の適正化をお願いしております。

また、中学校の部活等に関しましては、各中学校において休養日の設定と練習時間の上限の設定をしております。具体的には、平日に1回は休養日を設ける。そして、土日はいずれかを休養日としております。大会がある場合も様々ありますので、状況が変わるときもありますが、そのような形で現在進めております。

また、部活動顧問の先生の負担軽減を目的に、可能な限り顧問の複数対応、また、教育委員会が部活動外部指導者を人選いたしまして、委嘱して各中学校へ派遣してお

ります。現在、部活動外部指導者は12名委嘱させていただいております。全員運動部の指導員となっておりますので、来年度以降は文化部へも派遣できるような検討をしております。

さらに、現在、ICT教育のために各校へICTの支援員を配置、また、ほかにも学校図書館司書、学校用務員、学校支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、そしてスクールサポートスタッフなど配置するなどして、教職員の負担軽減を図る対応を行ってまいっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 教職員の働き方改革について、様々な取組がなされていることは理解できました。

先ほどのコミュニティスクールも含めて感じたことなのですが、昨年、北海道旭川、女子中学生のいじめによる残念な事件がテレビで放映され、また国会でも議論されておりました。なぜ学校も教育委員会も、行政がいじめの認識ができなかったということは非常に疑問であります。

今回進めているコミュニティスクールができて、このような事件が抑制できるかは疑問であります。これらの改善には、やはり、西郷村の場合は大丈夫かとは思っておりますが、教職員も保護者も時間的な余裕が必要ではないかと感じるところです。教職員に関しては、やはり感性力を磨ける教育・訓練が必要ではないかと思っております。

さらには、必要なときにスクールカウンセラーを選任したり、心療内科の先生などと連携が取りやすい環境づくりが必要かと思っております。この提案に関して伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

まず、いじめの問題に関してでございます。

学校教育課としても、各学校と連携しながら、いじめが減らせるよう、なくなるよう取組を行っております。具体的には、各小・中学校におきまして、一、二か月に一度は調査を行っております。全員に子どもたちから、調査票を渡して回収し、確認をしております。

いじめ問題に関しましては、早期に現状を把握して、早期に解決するというスタンスが最も大切なことです。各学校の先生方や、それからスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、教育委員会が連携して協力しながら、早期発見に努めております。

各学校でいじめを認知した場合には、西郷村のいじめ対応マニュアル、また西郷村のいじめ防止基本方針に基づいて対応しております。いじめはエスカレートすると、非常にそういう傾向が強いということから、早期の段階で解消できるように、学校と教育委員会が協力しながら、必要に応じて関係機関と連携しながら対応しております。

次に、コミュニティスクールに関してのご質問でございますが、確かにコミュニティスクールを立ち上げたからといって、いじめがなくなるとは思っておりません。コ

コミュニティスクールでは、学校運営に関して、学校と保護者や地域の皆さんと一緒に協働して子どもたちの成長を支える仕組みでありますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、教職員の研修の質問でございますが、コロナ禍ではありますが、オンラインで研修を積極的に進めております。また、学校教育課にも学校教育専門指導員がおりますので、積極的に各学校へ派遣いたしまして、現在も指導を毎日行っているところでございます。

次に、スクールカウンセラーの選任と心療内科の連携した環境づくりのご質問でございますが、スクールカウンセラーに関しましては県より配置されておりますが、緊急等においては、カウンセリングが必要な場合には学校教育課で予算を計上しておりますので、速やかに実施できる体制は整っております。心療内科との連携に関しましては、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま、5番鈴木武男君の一般質問の途中でありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

議長より申し上げます。

13番後藤功君が所用により退席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、5番鈴木武男君の一般質問を許します。5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） 午前中に引き続き、再質問をいたします。

コミュニティスクールを進めるのはよいかとは思いますが、西郷村にあったスマートで分かりやすい組織づくりが必要ではないかと思えます。たくさんある学校教育関連の取組で、組織を見直すことも期待しております。

最後に、学校教育関連の今後の取組について伺います。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 5番鈴木武男議員の一般質問にお答えいたします。

コミュニティスクールに関しましては、熊倉小学校を除き、これから本格的に立ち上げていく形になりますが、先行して取り組んでいる熊倉小学校ですが、コミュニティスクールを立ち上げたことにより、学校評議員会制度をなくしました。

また、コミュニティスクールの会合は年に数回となっておりますが、熊倉小学校の委員の皆様からは、学校に来る機会が増えて、子どもたちの姿を見ると元気が出ると、また、やりがいを感じるなどの肯定的なご意見をいただいております。

コミュニティスクールの取組は、子どもたちのためだけではなくて、地域の方々も

元気にさせることができる制度だと考えております。議員おっしゃるとおり、必要に応じて学校の取組や組織を見直すことも大切だと考えております。

コミュニティスクールは、P D C Aサイクルを確立しやすくする組織でもありますし、当村におきましてはまだ始まったばかりでありますので、今後、学校とも連携・協力しながら、スマートな組織づくりを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君。

○5番（鈴木武男君） ぜひとも最適な学校教育関係の取組ということで、よろしくお願いしたいと思います。

今、このコロナ禍において、現在、不登校傾向の子どもたちも増えているかと聞いております。そういった中で、スクールカウンセラーや支援員に望むことは、課題提起型ではなくて、課題解決型で取り組んでいただきたいなと思っております。それが子どもたちのための対応ということで、今後期待しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了します。

○議長（真船正康君） 5番鈴木武男君の一般質問は終わりました。ここで、14番大石議員の議事進行発言について申し上げます。

質問者と答弁者それぞれ確認して、報告するとしておりましたことについて、14番大石議員に説明したところ、ご理解いただきましたので、報告いたします。

なお、答弁する際には誤解を招かないよう、用語の扱いに注意していただきたいと思っております。

次に、通告第3、7番松田隆志君の一般質問を許します。7番松田隆志君。

◇ 7 番 松田隆志君

1. 公有財産の取得・貸付と契約について

○ 7 番（松田隆志君） 7 番松田隆志です。

通告に従いまして一般質問します。

議会の使命は、今さら言うまでもなく、地方公共団体の具体的な政策を最終的に決定することです。議員は、本会議や委員会での質問、質疑を通して政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において、最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているわけでございます。

さらに、議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理、事業の実施が全て適正・適法に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し、監視することでもあります。

それで、質問の第 1 でございますが、公有財産の取得・貸付と契約について、その 1 番としまして、契約の手續についてお伺いします。

平成元年に議案第 8 2 号として提案され、議会が議決した契約案件について、複数の村民から、地方自治法に抵触するのではないかという指摘がございました。この契約案件というのは、役場周辺の行政機能拠点化推進事業のうち、給食センターとして取得した土地について、その目的を変更し、診療所へ随意契約という契約方法によって貸し出した土地のことでございます。

今回の質問は、随意契約という地方自治法の中で特殊な部類に属する契約の在り方について、村執行部が適正に執行したのか、この一般質問を聞いている方々にも経過を含めて分かりやすいように進めていきたいと考えます。

随意契約とは、入札等の競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいいます。しかし、その運用は、政令、つまり地方自治法施行令でその縛りがあります。

当該土地は、先ほども述べましたが、役場周辺の行政機能拠点化推進事業の一環として、平成 2 8 年 2 月に地権者と協議が調い、給食センター用地として村が取得しました。この土地を村執行部は、突然、診療所に貸し出したいと議会に持ちかけたわけです。

議会が全員協議会で再三にわたり、民有地では駄目なのかと申し入れたにもかかわらず、給食センター用地として購入した物件にこだわりました。公有地を提供するとすると、西郷村民 2 万 8 0 0 人の財産でありますから、当然、地方自治法をはじめ地方自治法施行令や村の財務規則などの法令をクリアしなければなりません。今回、その法令を遵守したかどうかを問うわけです。

あらかじめ申し上げれば、先ほど申し上げたように、民有地を紹介すれば、こういった法律に抵触する、あるいはクリアする必要はないわけでございます。

私ども議員としては、この村有地貸付けの件については、議案第 8 2 号として議会に提案されましたが、議論の末、地方自治法等の関係法令はクリアしているものとして議決したわけです。今思えば、当時の議決に対して、さらに関連資料の提出

を求め、審議するべきであったと反省しております。

しかしながら、村民から地方自治法に抵触するのではないかという疑義が出された以上、この指摘に対して議員として真摯に向き合い、一般質問により、事実はどうなのかと明らかにしていきたいと思っております。

地方公共団体の契約は、先ほども申し上げましたが、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りの方法により締結するとありますが、それらの手続について伺ってまいります。

公有財産について、憲法第94条は、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理しと規定して、財産を管理することが自治体の重要な事務の一つであることを明らかにしています。すなわち、地方公共団体の財産は、自治体が存立するための財産的基礎でありまして、その有する資産であります。また、地方財政法第8条では、自治体の財産は常に良好な状態において管理しなければならないと、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないとしています。

憲法、地方財政法、地方自治法は、それぞれ地方公共団体が所有する用地は村民全ての財産であり、その契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るとする観点から、一般競争入札の方式をもって地方公共団体が締結する契約方法を原則としています。

この一般競争入札を原則とする建前を明確にしながら、指名競争入札、随意契約または競り売りは、地方自治法施行令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされているわけです。つまり、随意契約で締結するには相当ハードルが高いというわけです。

最初に、契約の手続からお伺いします。

給食センター用地として取得した用地に対して、令和元年11月6日に普通財産借受等申込書が提出されました。この普通財産借受等申込書が提出される前の手続として、地方自治法で定めている公正・機会均等という観点から、事業者公募、業者選定は必須であります。この事業者公募の手続はされたのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 7番松田議員の一般質問にお答えいたします。

質問の第1、契約の手続についての1点目、事業者の公募、業者選定の手続は行ったのかについてでございますが、本件の場合は、令和元年度の全員協議会でご説明申し上げたとおり、政策目的による誘致を随意契約にて行うということでございますので、公募等の手続はしておりません。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） なぜしなかったのか、もう一回お願いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

繰り返しになりますが、政策目的による誘致を随意契約にて行いたいということでありますので、公募等の手続はしていないということでございます。

- 議長（真船正康君） 7番松田隆志君。
- 7番（松田隆志君） 政策目的による誘致とおっしゃったんですか。
- 議長（真船正康君） 財政課長。
- 参事兼財政課長（田中茂勝君） はい、そのように申し上げました。
- 議長（真船正康君） 7番松田隆志君。
- 7番（松田隆志君） 政策目的による誘致ということで、先ほどの一般質問でも誘致という言葉が出てきましたが、これについては後で述べたいと思います。

地方自治法では、先ほども申し上げたとおり、一般競争入札を原則とする建前を明確にしながら、指名競争入札、随意契約または競り売りは政令、地方自治法施行令ですね、で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされているわけです。

随意契約ができるとしても、基本は公募であります。公募はなぜしなかったのか伺います。

- 議長（真船正康君） 財政課長。
- 参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。
申込みのあった案件の個別具体的な内容を考慮の上、どのような方法をもって随意契約を締結するか判断することとなりますが、一般的には、普通財産借受等申込書の提出をもって選定といたしておりますので、公募はしていないということでございます。

- 議長（真船正康君） 7番松田隆志君。
- 7番（松田隆志君） 繰り返しになりますが、普通財産借受等申込書が出てくる以前の手段として、公募が必要だと私は申し上げているわけです。公募をしなかったということは、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保し得るという観点から、地方自治法の趣旨には反するんじゃないかと私は考えますが、いかがですか。

- 議長（真船正康君） 財政課長。
- 参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。
ご指摘の件につきましては、村の政策上の誘致目的としての貸付けでもあり、公募をしたところで、県南地域に存在する小児科医の数を考慮すると、応募する者が極めて少なく、競争性が担保できる見込みがないことは容易に想像できます。また、この機を逃しては、長年掲げてきた医療の充実という村の課題を解決できないため、何としても誘致したいという村の政策として随意契約としたもので、地方自治法違反という認識はございません。

- 議長（真船正康君） 7番松田隆志君。
- 7番（松田隆志君） 公募の件について、応募する者も少なくと、今答弁がありましたが、少ないかどうかというのは、公募してみなければ分からないと思います。また、答弁の中で、誘致という言葉が出てきましたが、その誘致についても疑義がございます。

そこで、この給食センター用地として取得した用地でございますが、ここでなければならなかった理由を教えてください。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

この土地につきましては、当初、防災食育センターということで計画しておりました。ですが、防衛省の補助が難しくなったということで、通常の給食センターの建設ということに計画を変更したわけでございます。

通常の給食センターであれば、給食を作って、各学校に配送すればいいという施設になりますので、拠点エリアに造る必要性がなくなったというところで、また、そこに診療所を造りたいというお話がタイミング的にあったものですから、村有地を活用して、拠点エリア内に診療所を造りたいという話になったというところでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 防衛省の補助がなくなったということは、前の説明会で理解しております。かといって、文部科学省の補助がなくなったわけではございません。ですから、当初のとおり、目的がしっかりした理由で取得している土地であるわけですから、村は当然、医療機関の話が来たときに断らなければならなかったと私は考えます。断らなかった理由を伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私のほうからお答えいたします。

拠点整備の中でアンケートを取りました。何が必要かという中で、大多数の方がクリニック、診療所が欲しいという、そういう切実な願いがありました。私は、それを参考にしながら、防衛省の予算が厳しいということになり、給食センターもすぐに造らなきゃならないということの選択の中で、病院側もクリニックも、ここが学校も近い、保育園もある、役場もあるということで、立地条件としてはぜひここに来たいという話がありましたので、私は村民のために、子どもたちのために、ここにクリニックを造ることで、そして、給食センターは新たに別な用地でやっていきたいという考えに至ったわけであります。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁ですが、私は断らなかった理由を聞きたいということで申し上げました。もう一度お願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 断らなかった理由ということでありますけれども、そのほうが村民にとっては有利という判断に立って、断らなかったということであります。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 普通であれば、これは後からも申し上げますが、官民が知恵を出し合っけつくり上げた拠点整備事業の中の一環である給食センターであります。ですから、当然それは、村長としては、別の用地を紹介するべきであったと私は考えます。その件についても後で申し上げたいと思います。

それで、村長の公約の中で、企業誘致というのは聞いておりましたが、診療所の誘致というのは聞いたことがありません。また、村において、当時医療が逼迫しているというの聞いたことがありません。先ほどアンケートの話が出てきましたが、その話も私は聞いておりません。

議案の中で誘致という言葉を使っておりますが、第82号の議案ですね、当時の第82号の議案の中で誘致という言葉を使っておりますが、誘致とはどういうことなのか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

誘致とは、一般的に申し上げますと、招き寄せること、企業などに働きかけて、その土地に来るように仕向けることというふうに認識しております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁は、一般的な辞書に出てくるような答弁だと思います。

地方自治体、地方公共団体が誘致という言葉を使って事業を執行するからには、条例なり規則なりを整備して使う必要があると思います。それが地方公共団体の行政というものだと私は考えます。

例えば、北海道にあるまちの条例ですけれども、開業医誘致条例というのがあります。冒頭に、この条例は、本町の区域内に診療所及び病院を開設する開業医に対し、開設する費用の一部を助成することによって地域の医療体制の安定・拡大を図り、もって住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とするということで、きちんと条例を整備して誘致に取りかかっています。

また、前村長、前々村長の時代を通じて、医療が逼迫しているということなどは聞いたこともありません。誘致という言葉を使うのならば、条例を整備し、減額して貸し付けるのならば、募集要項の中できちんと示す必要があります。この北海道の条例でも、きちんと募集要項を定めて誘致しているわけです。実績を焦った行き当たりばったりの政策としか思えません。

この綻びが、村民から指摘された地方自治法に抵触するのではないかという疑義に結びついているのではないかと考えます。

それでは、現地説明会を開催したのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

現地説明会でございますが、公募という方法を取っておりませんので、説明会は行っておりません。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 現地説明会もなしに、事業者は当該土地について、どう判断したのか疑問であります。

では、次に、事業者の選定に際して、選定委員会を開催したのかしなかったのか、お伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

先ほどの答弁と重なりますが、公募という方法でありませぬので、選定委員会も開催しておりませぬ。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 契約に際しては、選定委員会を組織して、疑念を抱かれることのないよう、公正・公平に行われていることを審査し、かつ、恣意的に事業者が選ばれることのないよう進めるべきであったと考えますが、その考えはなかつたのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

この件に関しましては、村の政策実現のための誘致に係る案件でございましたので、全員協議会を開催させていただいてご説明を申し上げ、ご理解をいただいたものと理解しております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 選定委員会を開催するという事は、選定委員会の設置要領・要綱を定めることでもあります。これらの手続が全く欠落しているということを指摘しておきます。

それでは、次に、随意契約の手続として、見積合わせをするのが原則であります。財務規則では第127条で、随意契約の場合、2者以上から見積書を徴取することとされていますが、2者以上から取つたのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

財務規則第127条には、2者以上の見積徴取についての規定がございまして、工事をはじめ物品の購入や業務委託といった村が依頼する側であれば、見積りの徴取を行っておりますが、今回は財産の貸付けでありまして、土地の貸付けについては要綱上の算出基準がございまして、相手方から見積りを徴取することはしておりませぬ。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 規則に定めているにもしていないということですが、その辺についても、きちんと選定委員会のほうの審査の際に整理して、疑義の持たれないような形を取るべきだったと私は思います。

では、2者以上から取らなかつた理由を、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

繰り返しのなつてしまひますが、今回は財産の貸付けでありまして、土地の貸付けについては要綱上の算出基準がございまして、相手方から見積りを徴取するものではないということですが。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 要綱上の算出ということで、今答弁いただいたんですが、私も探したんですけれども、行政財産の貸付けについては算出基礎があったんですが、普通財産の貸付けについてはなかったように記憶しているんですけれども、その辺間違いないでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えします。

普通財産の貸付算出要綱がございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 失礼いたしました。その件については見逃していました。申し訳ございません。

それでも、財務規則に定めてある2者以上から見積りを取るということは、疑義を持たれないための一つの方法であると思います。それを実施しなかったということに対して指摘はしておきます。

それでは、次に、貸付けに当たって、事業者が貸付けされた土地をどのように利用して住民福祉に役立たせるのか、その土地の利活用提案書は必須であります。この提出はあったのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

業者からは、普通財産借受等申込書というものを提出していただいております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 土地の利活用提案書がないということは、今の答弁で分かりました。普通財産の借受等申込書を提出されたということですが、今まで私が質問した件をクリアして初めて、実は今課長が申しあげました普通財産の借受等申込書が提出されて、議会に対して貸付けに係る議案書提出に至るわけであります。

ここで、ひとつ整理しますと、まず第1に選定委員会の開催、2番目に募集要項、選定要綱の協議、3番目に事業者の公募、4番目に現地説明会の開催、5番目に応募した事業者が提出した土地利活用提案書の査定・審査、6番目に委員会審査を経て普通財産借受等申込書の提出というわけでございます。つまり、これらの手続が全く欠落しているということは指摘しておきます。

先ほど課長が言いました普通財産借受等申込書の写しを頂いたのですが、この中に、借受けまたは使用を必要とする理由の欄があるのですが、これが記載されておられません。先ほど申しあげた土地利活用提案書に準ずるものではないかと私は思いますが、記載されていないということで、借受けするには何らかの理由が必要であります。なぜ借受けの理由がないままに貸すことしたのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、借受けまたは使用を必要とする事由欄に記載はございません

でした。ただ、申込書の借受けまたは使用の目的及び内容の欄には、診療所用地としての使用目的の記載があり、そこから借り受ける理由も同一であるということが理解できたため、相手方が提出したものを受理したということでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 借受けの理由もない、土地利活用提案書の提出もないという中で、貸付けを決定したというのは大きな疑問であります。本来であれば、議決事件として扱うのですから、このような資料は仮契約書と併せて添付するのが必然だと私は思います。

さきの議決に当たって、私も議会人の一人として、そういった資料を要求しなかったことに対して反省をしております。

次に、契約の手續として、金額が50万円以上のときは随意契約は原則できません。これは地方自治法の施行令で明記してあります。村の財務規則でも、金額が50万円以上のものは随意契約できないことになってはいますが、年間貸付金額51万2,000円余り、これは地方自治法施行令で定めた金額を超えている金額であります。契約に至った根拠を伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

地方公共団体として行う契約においては、競争性・公平性・透明性が確保されることが前提であります。地方自治法第167条の2第1項第2号におきまして、契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするときとの規定がございまして、それに該当する場合として、競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、地方公共団体において、当該契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法を取ることが、当該契約の性質に照らし、またはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断される場合においては、地方自治法第167条の2第1項第2号に該当すると判断し、50万円を超える場合がありますが、随意契約による契約を締結したということでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） すみません、ちょっと聞き取れなかったもので、もう少しゆっくり言っていただけますか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） もう一度繰り返します。

地方公共団体として行う契約においては、競争性・公平性・透明性が確保されることが前提ではあります。地方自治法第167条の2第1項第2号において、契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするときとの規定がございまして、それ

に該当する場合として、競争入札の方法によること自体が不可能または著しく困難とは言えないが、不特定多数の者の参加を求め、競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法を取ることが、当該契約の性質に照らし、またはその目的を達成する上でより妥当であり、ひいては地方公共団体の利益増進につながると合理的に判断される場合においては、地方自治法第167条の2第1項第2号に該当すると判断されますので、50万円を超える場合であっても、随意契約により契約を締結したということでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号に該当するということでございます。私が見た資料の中では、今課長がおっしゃったような、入札に適さないから随意契約できるんだという項目は、残念ながらございませんでした。

そういうことで該当するということであれば、さらに、今課長がおっしゃった、資力と信用と技術とおっしゃったんですけど、資力、信用、技術と経験。経験はどのように調査したのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

契約相手の検討につきましては、1つ目に、診療所を運営する事業者は平成27年に白河市内で診療所を開設し、以来、県南地域の診療の一翼を担い、また利用者からの評判もよく、常に診療予約も満杯の状態、現診療所だけでは小児医療の需要に応えることができず、新たな小児診療所を県南地区に開設したいという計画には妥当性・確実性が高い。

2つ目に、誘致する診療所の勤務医は、医師免許取得後、福島県立医大小児科、白河厚生病院小児科などを歴任し、小児医療の技術と経験を持ち、新たな小児診療所医師としては適任であると。

それから、3つ目に、当該事業者は白河医師会に加入し、連携しながら地域医療に積極的に協力し、新たな診療所におきましても同様の対応を計画しており、村民の医療・保健体制の充実に大きな利益を与えてくれると。

以上3点の理由によりまして、契約相手にふさわしいと判断した次第でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁ですと、既に医療機関を開設して、県立医大を卒業して技術力もある、医師会に加入しということがおっしゃいましたが、今のことを満足する医療機関というのは、今おっしゃった医療機関だけではないと思うんですよね。ほかの医療機関でもよかった。つまり、やはり公募し、選定委員会を開いてやるべきだったと私は思います。

医師会に加入している先生方はほとんどです。白河で医療機関を開設している先生

方もいらっしゃいます。県立医大はもちろん、医師免許を持っていれば、それなりの技術がございいます。そういったことから考えれば、1 医療機関のみ随意契約するというのは甚だ疑問であります。具体的に、随意契約で契約を締結するというのは、事業者の優れた理由、さらに、その事業者でなければできないサービスの提供が必要だと私は考えます。つまり、どの事業者でもできる内容では、随意契約とはなり得ません。

仮に、資力、信用、技術、経験などを審査の上、選定すべきと考えますが、なぜ委員会を開いてその手続を取らず、一方的に選定したのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

委員会は開催していないということでございます。

今回の件につきましては、村の政策実現のための誘致に係る随意契約でございましたので、契約相手のことにつきましては、全員協議会を開催させていただいてご説明を申し上げ、ご理解をいただいたものと認識しているところでございます。

○議長（真船正康君） 7 番松田隆志君。

○7 番（松田隆志君） それでは、最終的に誰が決定したのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

最終的には私の判断でありますけれども、この件につきましては、全員協議会の中で議員の皆様丁寧に説明したと私は思っております。

○議長（真船正康君） 7 番松田隆志君。

○7 番（松田隆志君） 今、丁寧に説明したということでございますが、それにしては、それに係る資料の提出が不備であったということを私は申し上げます。まず、疑義を払拭するためには、選定委員会の設置が必須であったと考えます。

次に、予定価格の設定についてお伺いします。

財務規則第126条に、随意契約の場合、10万円を超える金額のときは予定価格を定めなければならないとありますが、予定価格を定めたのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

土地の貸付けにつきましては、普通財産貸付料算出要綱がございいますので、それに基づき算出された金額をもって、予定価格に代わるものとしておりますので、特に予定価格の設定というものはしておりません。

○議長（真船正康君） 7 番松田隆志君。

○7 番（松田隆志君） 要綱があるから設定していないということではありますが、それにもかかわらず、やはり予定価格を設定すると。設定しなかったということは、これは財務規則でいうところの規則違反ということになるものだと私は考えます。

財務規則は法律と違ひまして、内部規範と言われるものであって、契約の公平性を保つためには、自治体が自主的に策定したものであります。自主的に策定したものであるからこそ、それは遵守しなければならないと考えます。

それでは、次、貸付けに関して、議案は30年の貸付けであります。村と診療所の契約は1年ごとの契約となっております。議会としては、30年で議決した以上、契約も同じく30年であると考えていました。この契約書については、議会に案も提出されておられませんので、資料を頂いて初めて、1年だということに私は気がついたわけであります。

地方自治法が改正になって、長期継続契約が締結できるようになったにもかかわらず、村と団体の契約が1年であるのは極めて不自然であります。1年契約の根拠をお示し願います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

民法の特別法である借地借家法上は、土地の上に建物を所有する目的で土地の賃貸借を行う場合の借地権は30年とすると定められておりますので、その内容で議案を提出し、議決をいただきました。

なお、長期継続契約について定めた地方自治法第234条の3でございますが、地方公共団体が不動産を借りる契約につきましては長期継続契約が可能でございますが、貸す場合につきましては、可能とする文言がございません。それは、同条の規定を受けた地方自治法施行令及び西郷村財務規則も同様でございます。

そのため、行政財産についての規定ではございますが、貸付けに関する財務規則に倣い、適宜賃料の改定が可能となるように、1年ごとの契約を結ぶようにしたことでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） これはご存じだと思いますが、平成17年10月に施行された地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例ということで、これ、村の条例であるんですね。この条例の中では、貸付けに係る部分についての契約についての条項が、私はなかったと思うんですが、その辺の見解をお願いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 貸付けする場合に規定がなかったということなんですが、借りる場合、借りる契約につきましては、長期継続契約というのが可能ですが、貸すということについては、長期継続契約ができるという規定がありませんという答弁でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） ということは、今後も1年契約ということで続けるということでは理解してよろしいんですか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

契約につきましては、1年ごとに更新するという形で進めていきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。
○7番（松田隆志君） それでは、1議案1契約と考えれば、毎年議決を受けるべきではないかと私は考えますが、いかがですか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

30年間の減額貸付けの議決というものをいただいておりますので、その議決内容に沿った事務を行っているという認識でございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 課長の認識はそれで結構ですけれども、これは県とかに問い合わせた結論か、お伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 特にそこまで確認はしておりません。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） その件については私どもで、実は県の議長会に問い合わせせております。議決については瑕疵がないということでございますが、議決と契約の期間が組み合わない、かみ合わない議決は不思議な契約だというようなことで回答いただいております。

次の質問に移ります。

議会の議決に付すべき契約における仮契約書の作成についてお伺いします。

この貸付契約は、議決により初めて正規に締結されるということになりますが、仮契約書は締結しなかったのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

仮契約の締結は行っておりません。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 建設事業等で、予定価格5,000万円を超える工事は議決しなければなりません、仮契約を締結していません。同じ議会の議決を有効とされる契約で、違いが何なのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

工事におきましては、仮契約を行わなければ、議決をいただくべき相手方や金額、工事期間等が不明なため、入札を行った上で議決事項を明確にしなければ、議決をいただくことが不可能であります。土地の賃貸借であれば、年間の貸付金額は事前に分かるものであるため、事前に減額貸付けの議決をいただき、その後、契約を締結することが可能なため、議決後に契約の締結を行ったということでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ここで、ただいま7番松田隆志君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

(午後1時59分)

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

(午後2時20分)

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

8番鈴木勝久議員が所用により退席しております。

それでは、7番松田隆志君の一般質問を許します。

7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） それでは、引き続き質問をします。

仮契約についてであります。議決により初めて正規に締結される場合、契約の相手方及び契約内容は特定されていなければならないため、あらかじめ契約の相手方と仮契約を締結しておくこととなります。そして、議会の議決を得た上で、本契約書としての効力を生じる旨の記載をし、仮契約が本契約となります。

村の契約書を見ると、これらの記載は全くなく、事業者は議決後本契約になることも、貸付金額が減額貸付けになることの記載もない状態です。

本来であれば、仮契約書を締結し、議決後本契約になる旨の記載と、減額前の賃貸料と減額後の賃貸料の記載が必要であると思われます。そして、議会の議決後は相手方に対して、議決され本契約となる旨の通知が必要です。でないと、契約相手方は、何も知らないで契約という状態で契約ということになります。

議決の通知は文書でなされたのかお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

今ちょっと手元に資料がありませんので、確認しないと分かりませんが、当然出しているものと思われます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） では、その件については、後で確認して、お知らせいただきたいと思えます。この通知についても、契約書の中で記述すべきであるとは考えます。

次に、貸付金額の減額についてお伺いします。

これは議決事件のときにも言っておりますので、省略させていただきます。

次に、貸付けの理由であります。議案には、診療所の運営を継続的に行うことができるように減額して貸し付けるとありますが、これは事業者優先の目的でありまして、村民目線で考えれば、減額して貸し付けることで、村民に対して適切で高度な医療を継続して提供するというふうに、村民優先とすべきであります。事業者のために土地を貸し付けるではありません。村民のために土地を貸し付けるということでございます。

減額貸付けの議決は、令和元年12月の議会で議決し、金額は年額51万2,532円とあります。最初の契約は令和2年2月に締結されていますが、金額は4万3,412円とあります。51万2,532円の議決には、月割りまたは日割りの

記載がございません。契約期間が一月分でも51万2,532円をもらうべきではなかったか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

村では、西郷村普通財産貸付料算出要綱に基づき、貸付料の算定を行っておりますが、貸付料の算定につきましては日割りで計算をしております。そのため、日割りで計算を行いまして、令和元年度分としての料金を頂いているというところでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 議決事件と金額が合いませんが、法的に問題ありませんか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） すみません、幾らと幾らが合わないというところ。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 議決事件は51万2,532円なのですが、契約金額は4万3,412円であるということに対して、議決の金額と違うのは法的に問題はないかということでございます。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 議決をいただきましたのは年間の金額でございます。

契約は1年ごとでございますので、初年度におきましては、日割り計算をしまして4万3,412円ということになっております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁ですが、ちょっと疑問を持つこととなります。はっきりした答弁ではございません。

仮に月割りだったとしても、月割りで4万2,711円、日割りだったとしても4万3,530円となります、私の計算だと。契約額の4万3,412円にはならないが、どういう計算なのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

若干違うんですが、この年が令和2年、うるう年になりまして、分母の数が366という計算になります。365と366の違いで、若干金額が変わってくるというところでございます。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 了解いたしました。

次に、質問の2、土地の先買い制度関係事務の取り扱いについて伺います。

給食センター用地として取得した土地は、公有地の拡大の推進に関する法律、以後公拡法と呼ぶこととしますが、この法律にのっとって取得したものであります。前村長時代に策定した行政機能拠点化計画に防災給食センターとして計画され、この法律によって用地の取得がなされました。

この公拡法ですが、皆さんなじみがないと思いますので、説明を加えながら進めたいと思います。

公拡法が施行されたのが昭和47年でございます。施行された当時は、土地開発公社とセットで運用されていました。白河広域圏に白河地方土地開発公社がありますが、この公社は、西郷村を含む白河広域圏管内の市町村の出資金によって設立されました。私は今の西郷村の発展は、この公拡法と白河地方土地開発公社のおかげと考えています。

世界でも有数の企業が立地する大平工業団地や坂の影工業団地の企業群、まだ立地は知りませんが、長久保工業団地、葎ノ目工業団地、さらには羽太グリーンタウンなど、多数の誘致企業と人口の増加政策が公拡法によって推し進められました。さらに、西二中の用地取得や文化センターの用地取得もそうだったと記憶しております。

その結果、村民の働き先が確保され、可処分所得の増加によって生活が豊かになり、西郷村に住宅を求める人が増えました。村としても、潤沢な法人村民税と固定資産税により、一時は普通交付税の不交付団体になったのも、皆様ご存じのとおりです。

しかしながら、今回の事案は、せっかく公拡法で給食センター用地として取得した用地を、この法をないがしろにして用途を変更したわけで、それに対して地権者の怒りと不安が沸き起こったわけでございます。

私の記憶では、公拡法で取得した土地の用途変更は記憶にありません。土地の売買契約書を確認させてもらいましたが、取得理由は、西郷村が執行する行政機能拠点化推進事業のためと明記されております。地権者によると、老朽化した給食センターを新しくするため、用地を協力してほしいということで売り渡したと言っております。

国土交通省のホームページの中に、土地の先買い制度関係事務の手引というのがあります。先買いした土地について、買取り後の事情変更により当初の目的に使用することが必要でなくなった場合に、当初の目的以外のものに使用することが可能だとあります。

今回の貸付けについては、当初の目的である給食センター用地として使用する目的がなくなったわけではない。無理に用途を変えたと考えますが、お伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

当初の目的は、災害時にも活用できる防災食育センターでございましたが、防衛省の補助採択が難しくなったことや、住民アンケートの結果に表れた村民ニーズの観点からも、診療所を設置したほうが村民の要望にもマッチしていると判断したわけで、無理に用途を変えたということではありませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁は、先ほども同じような答弁でございますが、相当無理がある答弁だと私は考えます。

先ほど申し上げました国土交通省の土地の先買い制度関係事務の手引に、次のよう

にあります。1番としまして、公共性や公益性の高い施設などの用に供することができないか、十分検討した上での判断であること、2番目としまして、旧地権者の意向にも十分配慮すること、3番目として、地域住民等の疑惑、批判等を招くことのないよう慎重に取り扱うこと、よって、その方法は入札、公募等によることが望ましいことと、これは国土交通省の手引に書いてあることとございます。

この中で、2番目に申しあげました旧地権者の意向にも十分配慮することとありますが、配慮したのか伺います。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

公拡法により取得した土地、いわゆる先買い土地を営利目的の事業のために売却するという場合であれば、公共性ないし公益性を有する事業のために取得した土地の処分ということになるため、慎重な対応が必要となりますが、今回は貸付けであり、かつ、この転用事例は、公有地拡大に関する法律第9条第1項各号に定める範囲内での用途変更でありますので、旧地権者の売却した土地を公共性ないし公益性を有する事業の用に供してもらいたいという根本的な部分については変わっていないと解しております。

なお、旧地権者の了承についてでございますが、村長が旧地権者の元を訪ね、その趣旨を説明し、用途変更についての了承を得ているものと解しております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁ですと、配慮したということですが、村長が地権者のところに訪問したのは、議決後2か月を過ぎてからだと私のほうで聞いております。旧地権者の意向に配慮したとは、とても思えません。

それから、先ほど申しあげた3番目の地域住民等の疑惑、批判を招くことのないよう慎重に取り扱うこと、よって、その方法は入札、公募等によることが望ましいことと、手引書の指導も全く無視してしまったことを指摘しておきます。

次に、この土地の取得に際し、租税特別措置法第134条の2第2項第4号の規定に該当し、1,500万円の特例を適用しております。用途変更したことによって、該当しなくなったのではないかとのお相談があります。このことについてお伺いします。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

公有地拡大に関する法律で取得された土地、いわゆる先買い土地につきましては、同法第9条第1項の各号の範囲内で管理するよう定められておりますが、今回の事例におきましては、その範囲内での転用であることから、租税特措法の控除対象から外れることはないというふうに理解しております。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） 今の答弁は、税務当局に相談した上での答弁なのでしょうか。

○議長（真船正康君） 財政課長。

○参事兼財政課長（田中茂勝君） 国税庁で出ている資料を確認しまして、着手時におけ

る事前協議を省略しても差し支えない案件であるということでございまして、税務署への公共事業用資産の買取証明書の提出をもって手続は完了しているという解釈になりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君。

○7番（松田隆志君） やはりこの件に関しては、国税当局に確認して、その結果を地権者にお知らせする義務があると私は考えます。

当初の目的である給食センター用地から診療所用地に変更したことによって、損失はなかったかということで、私なりに計算してみました。計算は単純です。当初の計画どおり役場前に給食センターを建設し、狼山地内の村有地を宅地として売却いたします。用地売却代金として数千万円の収入があり、今後住民と住宅が増えることによって、固定資産税や住民税、毎年数百万円の収入が見込めるものと考えております。

今回の質問で、診療所の貸付けに係る一連の事務手続が、地方自治法及び関連法規をいかに軽んじているか、私にとって明らかになりました。これが関連する法律に実際に抵触するかしらないかは、私どもでの判断はできませんが、私から見て、村執行部に対する信頼が大きく揺らいだのは間違いありません。色に例えれば、限りなく黒に近いグレーなのではないかと、今までの質問を聞いて感じました。

さらに、医師会関連の協議もなされているかも質問しようと考えましたが、今回はここまでとします。

役場周辺の行政機能拠点化推進事業という官民が長年知恵を出し合って計画したものが、村長の口癖である喫緊の課題という瀬戸際政策によってほごにされました。西郷村の医療が逼迫しているならともかく、逼迫している状況ではない。診療所は民有地でよかったです。その辺のことを議会としても、しっかりと判断すべきであったと猛省するものであります。

ここで、職員の方にも申し上げたいのですが、村の契約の6割は随意契約であると、今回の質問で調査した結果、私は考えています。今回の質問に当たり、私自身、契約に関する書籍を購入し、さらにインターネットで先進地の取扱いについて勉強しました。

結果、随意契約ガイドラインや随意契約一覧表の公表、さらに仮契約書作成に係る条例の制定など、随意契約を黒から白にするための努力をしていることを見つけました。随意契約のガイドラインですね、きちんと、どういうものが流れと書いてあります。これも同じくガイドラインです。

それと、随意契約の理由の公表というのがあります。先ほど課長がおっしゃいました地方自治法第167条の2第1項第2号、それに関する随意契約の理由が全てここに記載してあります。そういったことも踏まえて、村においてもぜひ取り入れたいと思います。

今回の調査結果から、職員が勝手にやったと言われかねない部分が散見されます。これらを整備することは、職員が自分自身を守ることでもあります。このことは、私に対して、地方自治法に触れるのではないかと意見を述べてきた村民にも、私が調べ

た件も含めて報告することとします。こういったことを村民から指摘されたことに対して、私自身、じくじたる思いであります。

我々議会は、地方自治法はじめ、様々な法令による議会としてのチェック機能を果たしていかなければならないことを申し述べ、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正康君） 7番松田隆志君の一般質問は終わりました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正康君） ここで、発議1件が追加提案されました。

おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

発議書を配付いたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 暫時休憩いたします。

（午後2時44分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時45分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第1号）

○議長（真船正康君） ただいま追加提案されました発議1件につきましては、日程第1の次に追加日程第1、発議第1号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 異議なしと認めます。

職員に発議を朗読させます。議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正康君） 発議の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正康君） 続いて、提出者の趣旨説明を求めます。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ご説明させていただきます。

ロシアがウクライナに対し、武力による軍事侵攻を行ったことについて、抗議の意を強く示すものであります。

よって、西郷村議会の意思を対外的に表明することが適当と認め、賛成議員の連署の上、提出をいたします。どうかご議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（真船正康君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） これより、発議第1号を議題といたします。

発議第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月10日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後2時48分）